

ご存じですか？ 児童扶養手当 遺児手当

児童扶養手当

離婚死亡・遺棄などの理由で父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。その目的は、ひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進することにあります。

手当を 受けられる人は？

日本国内に住所があつて、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で一定程度の障害の状態にある者）を監護している父、母、又は、父もしくは母に代わって児童を養育している人



支給要件

- ◆ 父母が婚姻を解消した児童
- ◆ 父又は母が死亡した児童
- ◆ 父又は母が重度の障害にある児童
- ◆ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ◆ 父又は母から一年以上遺棄されている児童
- ◆ 父又は母が一年以上拘禁されている児童
- ◆ 婚姻しないで生まれた児童
- ◆ 父・母ともに不明である児童

手当の支給対象とならない場合

次の項目以外にも支給されない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

児童が

- ◆ 父又は母の死亡で支給される公的年金又は遺族補償を受けることができるとき
- ◆ 児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたとき

◆ 父又は母に支給される公的年金の加算対象となっていないとき

父、母又は養育者が

◆ 公的年金給付を受けることができないとき

◆ 婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき

所得による支給制限

受給資格者、その配偶者又は同居の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟等）の前年の所得が一定の限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の一部又は全部の支給が制限されます。詳細は、お問い合わせください。

● 支給月額（平成23年度）

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,550円	所得に応じて 41,540円～9,810円
2人	46,550円	児童1人の手当額に 5,000円加算した額
3人～	児童1人増すごとに 3,000円加算した額	

遺児手当

両親又は父母の一方が死亡して遺児となった義務教育終了前（中学校卒業前）の児童を養育している方に、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

手当の対象となる児童

日本国民で、市内に住所を有する、次のいずれかに該当する方
◆ 父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父又は母で、現に配偶者を有しない方



◆ 父母の一方が死亡した児童を父もしくは母が監護しない場合は、当該児童を養育（父母以外の方がその児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう）する方又は当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方
◆ 父母が死亡した児童を養育する方又は当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方

手当の額

児童1人につき月額3千円
ただし、支給には所得制限があり、前年の所得に市民税の所得割が課税されている場合には支給されません。

手続きは？

石橋庁舎児童福祉課窓口
に申請書及び戸籍謄本等の添付書類をご提出いただきます。事前にお問い合わせください。

● 問い合わせ先

児童福祉課
☎(52) 1114